

生産活動拡大支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、生産活動拡大支援事業費助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響による発注の減少等に伴い、生産活動が停滞している就労継続支援事業所に対し、新たな生産活動への転換等への支援を通じて、就労継続支援事業所を利用する障害者の賃金・工賃の確保を図るため、就労継続支援事業所を運営する者（以下「補助事業者」という。）が実施する新たな生産活動への転換等に要する費用について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の対象事業者、補助対象経費、補助基準額及び補助額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算定された金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額が生じる場合は、事前に別記第2号様式による補助金交付変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助金交付中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を行うため締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県が

リーンプ購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産は、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当する者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 県税の滞納がないこと（納税義務がある場合に限る。）。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要があると認めた事項

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、第4条の規定により補助事業者から補助金交付申請書の提出があり、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合は当該条件を当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(遂行状況の報告)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、別記第4号様式による事業実績報告書に関係書類を添えて、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は事業完了年度の翌年度の4月28日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により、補助金交付申請書を提出した場合は、前項の事業実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により、補助金交付申請書を提出した場合は、第1項の事業実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、返還の必要が生じた場合には、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を決定する。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。

(2) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）の規定に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(帳簿書類の備付け)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該収入及び支出についての証拠書類とともに補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月3日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第6号及び第7号、第8条第3項並びに第10条から第12条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

<p>対象事業者</p>	<p>次の①から③のいずれの要件にも該当する就労継続支援事業所（ただし、他の経営支援策（※1）を受けている場合及び高知市に所在する就労継続支援事業所は除く）であって、所定様式（別紙1）により生産活動収支の状況を報告した事業所とする。</p> <p>① 申請月（第4条にある申請を行った月のことをいう。）において1人以上の利用者に対して障害福祉サービスを提供していること</p> <p>② 「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付障障発0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）記3にある（報告対象年度分の）工賃実績を都道府県等に報告していること</p> <p>③ 次のア又はイの要件に該当すること</p> <p>ア 令和3年4月から令和4年1月の間において、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する月（以下「対象月」という。）があること</p> <p>（ア）新型コロナウイルス感染症の影響により、1箇月の生産活動収入が前々年同期比で50%以上減少した月（※2）</p> <p>（イ）事業開始後最初に生産活動収入が発生した月（以下「事業開始月」という。）が令和元年5月から令和元年12月までの間にある事業所であって、かつ、（ア）の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、1箇月の生産活動収入が、事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月（当該月の前々年同期が事業開始月前である場合に限る。）</p> <p>（ウ）事業開始月が令和2年1月から令和2年3月までの間にある事業所であって、かつ、（ア）の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月（当該月の前々年同期が事業開始月前である場合に限る。）</p> <p>イ 令和3年4月から令和4年1月の間において、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する期間（以下「対象期間」という。）があること</p> <p>（ア）新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3ヶ月の生産活動収入が前々年同期比で30%以上減少した期間（※3）</p> <p>（イ）事業開始月が令和元年5月から令和元年12月までの間にある事業所であって、かつ、（ア）の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間（当該期間の最初の月の前々年同期が事業開始月前である場合に限る。）</p> <p>（ウ）事業開始月が令和2年1月から令和2年3月までの間にある事業所であって、かつ、（ア）の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間（当該期間の最初の月の前々年同期が事業開始月前である場合に限る。）</p> <p>※1 事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金その他本事業と支援内容が重複すると県が認める国の支援策のことをいう。</p> <p>※2 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年3月における生産活動収入の減少が認められ、本要件に該当しない場合においては、1ヶ月の生産活動収入が平成31年1月から3月までの同月と比較して50%以上減少した月も対象月とすることができる。</p> <p>※3 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年3月における生産活動収入の減少が認められ、本要件に該当しない場合においては、連続する3ヶ月の生産活動収入が平成30年11月から平成31年3月までの同期間と比較して30%以上減少した期間も対象期間とすることができる。</p>																
<p>補助対象経費</p>	<p>次の①から④に掲げる費用であって、就労支援事業会計（「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日付社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙に示す会計処理のことをいう。）から支出すべき費用とする。</p> <p>① 新たな生産活動への転換等に要する費用</p> <p>② 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用</p> <p>③ 経営コンサルタント派遣等経営改善に要する費用</p> <p>④ 生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用</p> <p>ただし、次に掲げる費用は、補助の対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の工賃・賃金や家賃等、費用の支払いが定期的に行っている固定経費 ・令和3年10月14日施行の障害者生産活動支援事業費補助金に係る補助事業と同一の事業目的かつ同一の事業内容に係る費用 ・その他、本事業として適当とは認められない費用 																
<p>補助基準額</p>	<p>以下の算出式による算出額に応じ、下表のとおりとする。</p> <p>【算出式】</p> <p>（「対象事業者」の③ア（ア）に該当する事業所の場合） 対象月の前々年同期を含む事業年度（※4）の年間生産活動収入－（対象月の生産活動収入×12）</p> <p>（「対象事業者」の③ア（イ）に該当する事業所の場合） 事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額－（対象月の生産活動収入×12）</p> <p>（「対象事業者」の③ア（ウ）に該当する事業所の場合） 事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額－（対象月の生産活動収入×12）</p> <p>（「対象事業者」の③イに該当する事業所の場合） 対象期間の前々年同期間を含む事業年度（※5）の年間生産活動収入－〔（対象期間の生産活動収入÷3）×12〕</p> <p>（「対象事業者」の③イ（イ）に該当する事業所の場合） 事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額－〔（対象期間の生産活動収入÷3）×12〕</p> <p>（「対象事業者」の③イ（ウ）に該当する事業所の場合） 事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額－〔（対象期間の生産活動収入÷3）×12〕</p> <p>※4 ※2に該当する場合においては、対象月と比較した月を含む事業年度。</p> <p>※5 ※3に該当する場合においては、対象期間と比較した期間を含む事業年度。</p> <table border="1" data-bbox="398 1406 1413 1493"> <thead> <tr> <th>対象費用</th> <th>算出額</th> <th>基準額</th> <th>対象費用</th> <th>算出額</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">「補助対象経費」の①の費用</td> <td>15万円以上</td> <td>15万円</td> <td rowspan="2">「補助対象経費」の②、③、④の費用</td> <td>5万円以上</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>15万円未満</td> <td>当該算出額</td> <td>5万円未満</td> <td>当該算出額</td> </tr> </tbody> </table>	対象費用	算出額	基準額	対象費用	算出額	基準額	「補助対象経費」の①の費用	15万円以上	15万円	「補助対象経費」の②、③、④の費用	5万円以上	5万円	15万円未満	当該算出額	5万円未満	当該算出額
対象費用	算出額	基準額	対象費用	算出額	基準額												
「補助対象経費」の①の費用	15万円以上	15万円	「補助対象経費」の②、③、④の費用	5万円以上	5万円												
	15万円未満	当該算出額		5万円未満	当該算出額												
<p>補助額</p>	<p>補助基準額と事業所からの申請額とを比較して少ない方の額の範囲内で知事が必要と認めた額 ※ただし、複数の事業所を運営する法人においては、1法人当たりの上限を120万円とする。</p>																

別表第2（第5条、第6条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。